

ご説明資料

令和2年9月17日

これまでの郵政民営化に対する評価

- 平成24年10月施行の改正郵政民営化法（以下、「民営化法」）の附帯決議では、日本郵政が保有する金融2社の株式のできる限り早期の全株処分に向けて、日本郵政に説明責任が求められているが、その道筋は依然として示されていないものと認識
- こうした中、平成31年4月には、ゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金の預入限度額がそれぞれ1,300万円に引き上げられている
- 平成30年12月に公表された「貴委員会の意見」のうち、通常貯金の限度額について検討する際の「貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃」の条件は、今なお実現していない状況にあると認識
- 平成29年6月、ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務等の新規業務への参入が認可されたが、貴委員会が留意事項として指摘したとおり、業務態勢等の十分な確保やその情報開示が必要であると認識

今後の郵政民営化への期待

- 「多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上」、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」といった民営化法の基本理念を踏まえた民営化の審議・検討が不可欠
- そのうえで、民営化法の附帯決議で定められたゆうちょ銀行を含む金融2社の全株式売却に向けての具体的な説明責任が日本郵政によって果たされることを期待
- 新規業務の参入には、完全民営化への道筋が具体的に示されたうえで、個別業務ごとの参入は、民営化法の理念に照らして検討し、判断されるべきと考える
- 将来、仮に更なる預入限度額の見直しを議論する場合は、日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却することが最低限順守すべき条件であると認識
- JAバンク・JFマリンバンクは日本全国の農山漁村に広く店舗を展開し、農林水産業や地域社会・経済を支えており、全国ネットワークを通じて各地域で幅広いサービスを提供している郵便局とは、農林水産業の成長産業化や地域社会の維持・発展に向け、連携・協調できる部分が存在するものと期待するが、連携・協調が実を結ぶには、公正な競争条件の下で共存し、地方経済・地域社会を発展させていくことが重要

以 上

(参考) 主な系統組織の仕組み

